

Tax & Management

視点

ふるさと納税、泉佐野市 vs 総務省は法廷へ



酒類事業者を一堂に集めた事業承継セミナーを全国初開催

関東信越国税局・関東財務局・埼玉県酒造組合は10月4日、浦和税務署会議室で埼玉県内の清酒・クラフトビール・ワインの製造業者を一同に集めて事業承継セミナーを開催。事業承継に携わる官民の専門家が、税制・金融面の支援策や相談窓口の説明、事例紹介などを行った。

(講演者：写真左から関東経済産業局産業部中小企業金融課長・佐藤俊輔氏、埼玉県事業承継ネットワーク事務局承継コーディネーター・石川峰生氏、日本政策金融公庫さいたま支店国民生活事業事業統轄・北川恭朗氏、中小企業診断士・金綱潤氏)

令和元年度税制改正解説

法人税関係の改正 平川会計パートナーズ

月一連載 “新”事業承継税制 適用のポイント

税理士 深代勝美

好評連載 企業法務の実務 弁護士 木島康雄

“新”事業承継税制 適用のポイント

－第6回－

税理士法人深代会計事務所 理事長 深代勝美

特例承継計画の 確認申請書の書き方、と添付書類

中小企業者が経営承継円滑化法の認定を受けるためには、「特例承継計画」(様式第21)を都道府県に提出する必要があります。この計画の提出期限は令和5年(2023年)3月31日までです。特例承継計画の記載事項は、代表者の氏名や後継者の氏名、事業承継の時期、

承継時までの経営の見通しや承継後5年間の事業計画等に加え、税理士等の認定支援機関による指導及び助言の内容です。

なお、事業承継税制を利用するためには、①特例承継計画の確認申請書の作成・提出だけでなく、②株式の贈与又は相続、③認定申請、④税務申告の順で手続きが必要です。

様式第21

施行規則第17条第2項の規定による確認申請書 (特例承継計画)

●●●●年●月●日

●●都知事 殿

郵便番号 000-0000
 会社所在地 東京都●●区…
 会社名 中小鑄造株式会社
 電話番号 **-****-****
 代表者の氏名 中小 一郎 印

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第17条第1項第1号の確認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 会社について

主たる事業内容	銑鉄鑄物製造業
資本金額又は出資の総額	50,000,000円
常時使用する従業員の数 (注1)	75人